

○国土交通省告示第 号

船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第五条の規定に基づき、船舶の消防設備の基準を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年 月 日

国土交通大臣 太田 昭宏

船舶の消防設備の基準を定める告示の一部を改正する告示

船舶の消防設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項第四号から第七号までを次のように改める。

四 旅客定員が三十六人を超える第一種船又は第二種船（第二種船にあつては遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（限定近海船を除く。）に限る。）には、前号の容器に異物が混入することなく酸素又は空気を再充填することができる装置であつて、次に掲げる要件のいずれかに適合するもの及びそれぞれの呼吸具ごとに予備として前号の容器（呼吸具に取り付けられた容器と互換性を有するものに限る。以下同じ。）を二個（旅客定員が三十六人を超える第二種船（遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（限定近海船を除く。）に限る。）にあつては一個）を備えること。

イ 主電源及び非常電源から給電されるもの又は蓄電池から給電されるものであり、一分間に六

十リットル以上四百二十リットル以下の容量の酸素又は空気を圧縮できること。

ロ 一の自蔵式呼吸具につき千二百リットル以上五万リットル以下の酸素又は空気を高压で圧縮できること。

五 外洋航行船（船舶設備規程第二条第一項の外洋航行船をいう。）（旅客定員が三十六人を超える第一種船及び第二種船（第二種船にあつては遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（限定近海船を除く。）に限る。）並びに限定近海貨物船（船舶設備規程第二条第二項の限定近海貨物船をいう。）を除く。）には、それぞれの呼吸具ごとに予備として第三号の容器を二個備えること。ただし、第三号の容器に異物が混入することなく酸素又は空気を再充填することができる装置を備える場合にあつては一個とすることができる。

六 前二号に掲げる船舶以外の船舶には、それぞれの呼吸具ごとに予備として第三号の容器を一個備えること。

七 再充填することができる装置を備えない船舶にあつては、呼吸具が訓練において使用されることにより、前二号に規定する予備の容器の数量を下回らないこと。

#### 附 則

#### （施行期日）

第一条 この告示は、平成二十六年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（総トン数五〇〇トン未満の旅客船及び総トン数五〇〇トン以上の船舶（船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては自ら漁ろうに従事するものに限る。）を除く。）であつて、国際航海に従事するものを除く。）については、施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始される日の前日までの間は、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。